

指定管理業務に関する仕様書

東忠岡老人いこいの家管理運営業務仕様書

第1 趣旨

本仕様書は、忠岡町老人いこいの家管理条例第12条に基づき、忠岡町老人いこいの家の指定管理者が行う内容及び履行方法について定めることを目的とする。

第2 土地、建物及び備品

1 指定管理者が行う管理の範囲

土地 忠岡町北出2丁目1番21号

建物 東忠岡老人いこいの家（鉄骨造平屋建て 延べ床面積184.82㎡）

2 管理業務に必要な物品として別紙の備品を無償で貸与する。

第3 事業の目的

東忠岡老人いこいの家（以下「いこいの家」という。）は、老人に集会、その他自治活動の場を提供し、老人福祉の向上と地域社会の振興を図ることを目的とする。

第4 開館・休館日時

1 開館日 月曜日から金曜日

2 開館時間 午前10時から午後5時まで

3 休館日

（1）毎週土・日曜日

（2）12月29日から翌年1月3日まで

（3）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。ただし、敬老の日を除く。

4 その他

前項の規定にかかわらず、協議の上、休館日に業務を行い、又は開館日に休館することができるものとする。

第5 業務内容

1 いこいの家の使用の許可に関する業務

2 いこいの家維持管理に関する業務

3 いこいの家設置目的を達成するために町長が必要と認める業務

第6 業務・管理の基準

忠岡町老人いこいの家管理条例（昭和 54 年忠岡町条例第 11 号）及び忠岡町老人いこいの家管理条例施行規則（昭和 54 年忠岡町規則第 7 号）を遵守すること。

第 7 運営協議会の設置

いこいの家の適正な事業運営を図るため、忠岡町と協議し運営協議会の設置をするものとする。（忠岡町総合福祉センターと合同設置）

第 8 事業計画書等の提出

指定管理者は、次に掲げる事項を町に提出しなければならない。

- 1 忠岡町老人いこいの家事業計画書（町がそのつど示す期間）
- 2 忠岡町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第 6 条に定める事業報告書（毎年度終了後 60 日以内）

第 9 定めのない事項

この仕様書規定するもののほか、指定管理者の業務内容等について、定めのない事項に疑義を生じたときは、町と協議して定めるものとする。